

滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会

令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画・予算

国保連合会通常総会



橋川涉理事長



令和6年度事業計画、歳入歳出予算等について可決・決定される

2月15日、ピアザ淡海滋賀県立県民交流センターにて、滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を開催しました。開会にあたり、橋川涉理事長（草津市長）より挨拶を行いました。

続いて橋川理事長を議長に選出し、佐藤健司大津市長と久保久良多賀町長を議事録署名者に指名、議事に入りました。

議事では、令和6年度事業計画および歳入歳出予算についてなど14議案、1報告の審議が慎重に行われ、全議案が原案通り可決・決定されました。また、議案のほか、副理事長の選任について理事会が開催され、有村国知愛荘町長が選任されました。

I 基本方針

わが国の国民健康保険制度は、制度創設から国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきました。

しかしながら、国民健康保険は被用者に比べて、「年齢階層が高く、医療費水準が高い」「所得水準の低い被保險者が多く、保険料（税）の負担度が高い」などの構造的な課題を抱えています。

このような状況の中、滋賀県においては、持続可能な国民健康保険の運営を基本理念とした第3期滋賀県国民健康保険運営方針が策定され、保険料負担と給付の公平化等の方向性に基づいた取り組みが進められており、その実現に向けて、各市町の事業の広域化や標準化が推進できることで、本会は市町事務の共同事業の実施による効率化等の役割を一層充実していく必要があります。

一方、本会は、行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政策の実施について、幅広く支援を行つてまいりました。引き続き、国保連合会のノウハウを活用した専門的・総合的な支援業務を実施していくことが求められています。

こうした時期にあつて、本会としては、保険者および広域連合の信頼と負託に応えるため、次の二つの基本方針で臨むことをいたします。

一大きく変化する医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握し、適切な対応が図れるよう努め、「審査支払業務の専門集団」としての役割に加えて、「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」として、保険者の皆様等から認めいただけるよう努力してまいります。

二 現在の保険者のきわめて厳しい財政事情を十分理解し、保険者とは運命共同体であるとの認識のもと、業務の効率的・効果的執行に心がけるとともに保険者の負担軽減を図り「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の目標達成に向けて職員が一丸となり、計画的に取り組んでまいります。

この二つの基本方針のもと、大きくは次の三本柱の事業に取り組んでまいります。

一つ目は、保険者事務の支援として、滋賀県国民健康保険運営方針に基づく「市町事務の効率化等の取組の推進」や「後期高齢者医療業務の効率化に向けた受託業務の拡充」について、これまで培ってきた「ノウハウ」等が最大限活用できるよう、一層の支援・拡充に取り組みます。

二つ目は、保険者が行う保健事業について、P D C Aサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業が展開できるよう、

保健事業支援・評価委員会の開催や国保データベース（KDB）システム・KDB補完システム（以下、KDBシステム等という）を活用した評価・データ分析等の保険者支援を行います。併せて「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についても積極的に支援を行います。

三つ目は、基幹業務である審査の充実に向けた取り組みとして、厚生労働省、支払基金、国保中央会三者連名による「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、全国の国保連合会等とともにコンピュータチェックの共通設定および審査基準の統一化を図ります。

II 重点目標

- 第4期中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の推進
- 国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進
- 診療報酬の適正かつ迅速な審査支払と審査の充実
- 保険者共同事業の充実および後期高齢者医療広域連合からの受託業務の拡充
- 保険者等が行う保健事業に対するヘルスサポート事業の充実
- 介護保険給付費の適正な審査支払および適正化事業の支援と障害者総合支援給付等の適正な審査支払
- 個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化

(3) 第4期中期経営計画（令和5年度～令和7年度）の推進

「基本理念」「基本方針」や「組織目標」について、職員が目的意識を持ち一丸となり目標達成に向けて取り組みます。また、「中期経営計画推進会議」を開催し、計画の進捗管理・評価を行います。

「情報セキュリティ対策の強化」大切な情報資産を安全に運用管理するため、組織全体で情報セキュリティ対策の強化（情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）に取り組み、個人情報を含む情報資産の適切な管理に努めます。

（2）本会経理の透明化

複式会計による会計処理や監査法人による外部監査、監査室による内部監査の強化により、会務の一層の適正化・透明化を図ります。

（1）総会・理事会の開催

本会の事業計画・予算および事業報告・決算について、総会、理事会、監事會、会計監査予備調査、国保主管課長会議等を開催します。

1 本会の運営に関する事項

III 事業実施事項

2 国民健康保険制度への対応 改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項

2

3 国民健康保険制度への対応 改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項

3

- 市町連携会議等に参加し、保険者および関係機関との連携を密にします。
- 第3期「滋賀県国民健康保険運営方針」の基本理念が実現されるよう、運営方針に明記されている本会の役割（県や市町事務の共同事業の実施による効率化や研修の実施等）の充実強化を図ります。
- 市町からの共同委託により運用する国保情報集約システムを活用して、「被保険者資格情報の集約管理業務」「高額療養費の多数該当の判定に係る業務」「世帯継続等市町間ににおける情報連携業務」「国保総合システムへの情報連携業務」「市町国保加入情報を医療保険者等向け中間サーバ等に連携する業務」を適切に行うことにより、安定した制度運営に努めます。
- 標準保険料率算定のため、国保事業費納付金等算定標準システムを活用し、県からの受託により、市町基礎データの集約業務および納付金算定に係る計算事務を行います。
- 国保財政の安定と制度改善を図るため、関係団体と協調して、国保制度の基盤強化・給付と負担の公平化、国保事業に対する助成の拡充・強化等について、国保制度改善強化全国大会に参加するなど要請活動を行い、その実現に努めます。
- 国保事業充実強化推進に関する取り組み

- 達成に資するよう、研修会や共同事業および個別支援を実施します。また、KDBシステム等を活用し、医療費適正化計画やデータヘルス計画の実績管理に関する資料を作成します。
- 特定技能外国人の国民健康保険への加入促進を図ることを目的とした出入国在留管理庁から提供される特定技能外国人の身分事項等の情報、また、特定活動の在留資格を持つ外国人で、国民健康保険に加入できない在留資格へ変更された者にかかる情報について、国民健康保険中央会と市町村の間の経由事務を行います。
- （3）国保事業充実強化推進に関する取り組み

事業に取り組みます。

① 収納率向上対策

収納率向上のための研修会を開催するとともに、月間を設定し、国保加入者の納付意識の向上を目的とした啓発を行います。

② 医療費適正化対策

レセプト点検事務共同事業、第三者行為求償事業および後発医薬品の使用促進等、医療費適正化対策に努めます。

③ 保健事業の推進

保険者協議会や関係機関と連携し、保険者が行う保健事業を支援します。また、月間を設定し、被保険者の健康意識の向上を目的とした啓発を行います。

3 国保総合システムに関する事項

国保総合システムに関する事項

ともに、保険者のシステムとして有効的に活用されるよう、国保総合システムおよび国保情報集約システムに実装される各種機能を活用し、保険者事務の効率化に努めます。

なお、国保総合システムの更改について、令和3年3月31日に定められた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて、審査支払系の共同利用に向けた開発および保険者サービス系の最適化への取り組みが進められています。

(3) 審査専門部会の開催

科部会に常務処理審査委員を配置します。

点数レセプトの適正な審査に努めています。

更には政府の方針であるクラウド化を図るために、単純機器更改に比べて多大な開発・運用経費が必要であり、保険者や被保険者に負担が生じないよう、全国の国保連合会ならびに国保中央会と一緒に取り組むとともに、段階的なクラウド化に伴う一時的な費用の増大に備えるためICT積立資産の造成を図ります。

(4) 超高額レセプトの審査

国で定められた超高額レセプト（医科38万点（心臓疾患は70万点）以上および歯科20万点以上）の審査については、国保中央会に設置され

(5) 再審査部会の開催

再審査部会を毎月1回開催し、保険医療機関等からの再審査申立に適正に対応します。

(6) 審査委員会の研修

①近年の医学・医術に即したテーマを中心に行なう医学講演会（年2回）を開催し、委員の資質の向上を図り、適正な審査に努めます。

②審査上のワンポイントレッスンを開催し、審査委員相互の連携および審査の充実強化に努めます。

③厚生労働省開催の社会保険指導者講習会に、医科・歯科それぞれの代表委員を派遣します。

④国保中央会・国保近畿地方協議会の主催する審査委員会会長会議、歯科部会長会議、常務処理審査委員連絡会議および審査委員連絡協議会にそれぞれ該当委員を派遣します。

⑤審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

(7) 審査委員会との連携

「審査支払機能に関する改革工程表」に示された都道府県の審査基準の重複や整合性の整理を行うため、必要に応じて支払基金と情報交換を行います。

(11) 関連する診療報酬等の審査支払

① 公費負担医療費の審査支払

② 福祉医療費の審査支払

③ 各制度に係る現物給付分の高額療養費の支払

委員会会長連絡協議会での協議・承認について迅速に対応できるよう、審査委員会との連携強化に努めます。

(8) コンピュータチェックの充実および統一に向けた取り組み

ICTを最大限活用したコンピュータチェックを効率的・効果的に行なうとともに、審査基準の差異解消における取り組み強化として、審査基準の統一化と併せて、全国の国保連合会等とのコンピュータチェックの共通設定を図り、より一層の審査の適正化と保険者再審査の減少に努めます。

4 国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項

国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項

複雑・高度化する医療内容に的確に対応するため、審査事務共助職員の資質の向上等を図ることにより、審査委員がより高度な審査に専念でいるよう努めます。また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、引き続き審査基準の差異の解消やコンピュータチェックの統一等に向けた取り組みを全国の国保連合会とともに推進します。

(1) 審査委員会の開催

① 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

② 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

③ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

④ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑤ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑥ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑦ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑧ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑨ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑩ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑪ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑫ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑬ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑭ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑮ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

⑯ 審査の充実を図るため、より効率的な審査委員会運営に努めます。

(9) 審査事務共助職員の資質の向上

職員の資質の向上を図るとともに、員研修の内容の充実を図るとともに、「調剤事務管理士技能認定試験」や国保中央会が主催する「審査事務共助職員研修」を受験します。

職員の資質の向上を図るため、職員研修の内容の充実を図るとともに、「調剤事務管理士技能認定試験」や国保中央会が主催する「審査事務共助職員研修」を受験します。

- (4) 他都道府県分診療報酬等の全国決済制度による審査支払
- (12) 療養費の審査支払等
- ① 柔道整復施術療養費の審査支払については、滋賀県柔道整復療養審査委員会を開催し適正な審査に努めます。
 - また、過去の申請内容の傾向を分析し、不適正な申請が散見される施術所に対し、重点的審査等（文書注意、面接確認含む）を行います。
- (13) 出産育児一時金等の直接支払
- ② 滋賀県国民健康保険等療養費審査委員会を開催し、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下、「あはき療養費等」という。）の適正な審査支払を行います。また、その他療養費（治療用器具等）の審査を行います。
 - ③ 柔道整復施術療養費、あはき療養費等の適正化のため、患者調査および調査後の効果測定に必要な情報を保険者に提供し、保険者支援を図ります。
- (14) 原審査時およびレセプト点検時の資格確認について
- ① 原審査時の資格確認
 - オンライン資格確認等システムにより、一定条件を満たす電子レセプトの資格確認が行われ、資格誤りの

ある電子レセプトは、正しい保険者がレセプト振替、分割処理が行われます。その他のレセプトについては、資格確認結果に基づく事項修正を行います。とともに、取得前受診、喪失後受診等について、資格情報と照合のうえ、資格誤りがあるものについては保険医療機関等へ連絡後、返戻処理を行います。

(15) 被保険者間調整の実施

保険者間調整は（被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の療養費等の代理受領方式）により実施しており、関係団体との諸調整や

(16) 福祉医療費の審査支払等

福祉医療費の請求支払（柔道整復施術療養費は被用者保険分含む）を行うとともに、支払基金から提供される被用者保険分のレセプトデータを基に資格確認にかかる帳票の作成、

福社月報の作成等の共同処理を行い、滋賀県および市町における事務の省力化に努めます。

(17) 訪問看護療養費のオンライン請求について

令和6年7月請求から実施される訪問看護療養費のオンライン請求の円滑な導入と運用に努めます。

5 保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項

(1) 保険者（国保・福祉医療費）事務共同電算処理業務に関すること

原審査時において処理ができるなかった資格エラー分の確認作業を行います。資格誤りであることが確認できたものは、オンライン資格確認等システムを用いてレセプト振替等、または、保険医療機関等へ確認のうえ、返戻処理を行います。

(2) 国保に関する諸統計の作成に関すること

共同電算処理事業による基礎データの整備を図るとともに、健康づくり等に活用するための情報提供を行います。

(3) 保険者レセプト点検事務共同事業に関すること

また、医療費統計・分析システム（淡海ヒューマンネット）により、疾病構造や地域特性を把握するための資料作成、予算編成期の医療費推計および毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。

(4) 高額療養費（外来年間合算処理含む）および高額介護合算療養費の算定処理

(5) 国保事業状況報告書（事業年報（月報）・福祉医療費助成事業状況報告書（福社月報）・各種補助金資料作成処理等および諸統計の作成）

(6) 前各号のほか、隨時各保険者の申し出を受け、蓄積した諸情報を基に相互の情報共有と研鑽により、より

(7) 国保共通外字の管理および新規外字同定作業

(8) レセプト等の保存管理

(9) データ集配信システムを活用した全国決済等、業務運用の効率化

(10) 保険者事務共同電算処理業務運営委員会の開催

(11) 特別調整交付金（結核・精神）申請に係る市町事務支援

(12) 特別調整交付金（結核・精神）申込

(13) 福社月報の作成等の共同処理を行い、滋賀県および市町における事務の省力化に努めます。

(14) 訪問看護療養費のオンライン請求について

令和6年7月請求から実施される訪問看護療養費のオンライン請求の円滑な導入と運用に努めます。

(15) 保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項

(1) 保険者（国保・福祉医療費）事務共同電算処理業務に関すること

原審査時において処理ができるなかった資格エラー分の確認作業を行います。資格誤りであることが確認できたものは、オンライン資格確認等システムを用いてレセプト振替等、または、保険医療機関等へ確認のうえ、返戻処理を行います。

(2) 国保に関する諸統計の作成に関すること

共同電算処理事業による基礎データの整備を図るとともに、健康づくり等に活用するための情報提供を行います。

(3) 保険者レセプト点検事務共同事業に関すること

また、医療費統計・分析システム（淡海ヒューマンネット）により、疾病構造や地域特性を把握するための資料作成、予算編成期の医療費推計および毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。

(4) 高額療養費（外来年間合算処理含む）および高額介護合算療養費の算定処理

(5) 国保事業状況報告書（事業年報（月報）・福祉医療費助成事業状況報告書（福社月報）・各種補助金資料作成処理等および諸統計の作成）

(6) 前各号のほか、隨時各保険者の申し出を受け、蓄積した諸情報を基に相互の情報共有と研鑽により、より

(7) 国保共通外字の管理および新規外字同定作業

(8) レセプト等の保存管理

(9) データ集配信システムを活用した全国決済等、業務運用の効率化

(10) 保険者事務共同電算処理業務運営委員会の開催

(11) 特別調整交付金（結核・精神）申請に係る市町事務支援

(12) 特別調整交付金（結核・精神）申込

(13) 福社月報の作成等の共同処理を行い、滋賀県および市町における事務の省力化に努めます。

(14) 訪問看護療養費のオンライン請求について

令和6年7月請求から実施される訪問看護療養費のオンライン請求の円滑な導入と運用に努めます。

(15) 保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項

(1) 保険者（国保・福祉医療費）事務共同電算処理業務に関すること

原審査時において処理ができるなかった資格エラー分の確認作業を行います。資格誤りであることが確認できたものは、オンライン資格確認等システムを用いてレセプト振替等、または、保険医療機関等へ確認のうえ、返戻処理を行います。

(2) 国保に関する諸統計の作成に関すること

共同電算処理事業による基礎データの整備を図るとともに、健康づくり等に活用するための情報提供を行います。

(3) 保険者レセプト点検事務共同事業に関すること

また、医療費統計・分析システム（淡海ヒューマンネット）により、疾病構造や地域特性を把握するための資料作成、予算編成期の医療費推計および毎月の医療費の動向等のタイムリーな情報を提供します。

(4) 高額療養費（外来年間合算処理含む）および高額介護合算療養費の算定処理

(5) 国保事業状況報告書（事業年報（月報）・福祉医療費助成事業状況報告書（福社月報）・各種補助金資料作成処理等および諸統計の作成）

(6) 前各号のほか、隨時各保険者の申し出を受け、蓄積した諸情報を基に相互の情報共有と研鑽により、より

8 調査および研究に関する事項

従前、国保問題調査研究会で調査、研究していた国民健康保険制度の当面する諸問題については、概ね滋賀県国民健保市町連携会議における滋賀県国保運営方針の推進の中でも検討されていることから、本会として連携会議（各部会）に積極的に参画し、保険者の立場になつて問題解決に向けて取り組みます。

介護保険事業関係業務に
関する事項

関する事項

介護保険事業関係業務

(1) 介護給付費の請求に係る審査および

支払に関する事務

②令和6年4月に制度改正および介護報酬改定が予定されており、現行の介護保険審査支払等システムの改修が行われ、並行して次期システム（クラウド化、令和7年5月稼働予定）に対し改修機能の取り込みが行われることから、円滑なシステム改修と更なる取り組みです。

(4) 介護給付適正化事業の実施

介護給付適正化事業の実施

(10) 保険料等の特別徴収に係る経由事務
(11) 高額医療・高額介護合算制度における支給計算処理
(12) その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理（介護給付適正化情報提供処理・介護保険事業状況報告・第三者行為求償管理制度等）

(6) 介護保険補足給付に係る

非課税年金対象者情報の経由事務

介護保険補足給付の支給にあたり
勘案する非課税年金対象者情報につ
いて、年金保険者と市町の間の経由
事務を行います。

(5) 保険料等の特別徴収に係る経由事務

(5) 保険料等の特別徴収に係る経由事務

③保険者の担当職員を対象とした適正化に係る研修会の開催

④縦覧点検および介護給付と医療給付の突合点検の実施

⑤介護給付適正化に係る各種システム活用に向けて、個別訪問による保険者支援を実施

(11) 各種研修会の開催

(10) 介護保険調査研究委員会の開催

(10) 介護事業所の業務効率化を図るために構築されたケアプランデータ連携システムの利用に伴い、ライセンス料徴収業務および電子証明書発行業務を行います。

また、併せて介護事業所に対し、同システム活用などのＩＣＴの普及促進を行います。

(9) ケアプランデータ連携システムに

(9) ケアプランデータ連携システムに

(8) 要介護認定情報のデータ収集業務

(8) 要介護認定情報のデータ収集業務

所得情報の経由事務

所得情報の経由事務

8 調査および研究に関する事項

介護保険法の規定に基づき介護サービスの質の向上を図るため、サー

(7) 年金生活者支援給付金における所得情報の経由事務

年金生活者支援給付金の給付に必要な年金生活者の所得情報について、年金保険者と市町の間の経由事務を行います。

(8) 要介護認定情報のデータ収集業務

介護保険総合データベースへの認定データの提出について、要介護認定情報を保険者から収集し、国保中央会を経由して厚生労働省に送信する業務を行います。

(9) ケアプランデータ連携システムに関する業務

介護事業所の業務効率化を図るため構築されたケアプランデータ連携システムの利用に伴い、ライセンス料徴収業務および電子証明書発行業務を行います。

また、併せて介護事業所に対し、同システム活用などのＩＣＴの普及促進を行います。

(10) 介護保険調査研究委員会の開催

介護保険関連業務を円滑に運営するため、保険者ニーズに対応した共同事業と保険者事務の合理化、効率化を図るために調査研究を行います。

(11) 各種研修会の開催

①介護保険事務担当者研修会
②介護サービス苦情処理担当者研修会
③介護給付適正化担当者研修会

10

**障害者総合支援給付等
事業関係業務に関する事項**

(1) 障害者総合支援給付等の審査および支払に関する事務

① 障害者総合支援法の規定に基づき市町および県から委託を受け、障害者福祉サービス事業所および障害児施設から提出される障害介護給付費および障害児施設給付費等の適正な審査支払事務に努めます。

② 令和6年4月に制度改正および報酬改定が予定されており、現行の障害者総合支援給付審査支払等システムに対し改修が行われ、並行して次期システム（クラウド化、令和7年5月稼働予定）へ改修機能の取り込みが行われることから、円滑なシステム改修と更改に取り組みます。

・ 障害介護給付費および障害児施設給付費の支給量の管理
・ 障害介護給付費および障害児施設給付費の審査支払
・ 基準該当事業者の特例介護給付費等の審査支払
・ 指定障害児入所施設等の障害児入所給付費等の審査支払

**市町共同処理業務
障害者総合支援法関係業務等**

市町事務の効率化を目的に、共同處理業務等の積極的な支援を行います。また、地域生活支援事業審査支払業務の受託にあたっては、市町からの円滑な移行と適正な処理に努めます。

な移行と適正な処理に努めます。
① 統計処理
② 医師意見書作成料等支払処理
③ 高額障害福祉サービス支給処理
④ 高額障害児給付費支給処理

⑤ 各種支払支援処理
⑥ 訪問調査委託料支払処理
⑦ 地域生活支援事業審査支払業務
⑧ その他市町が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理

(3) 障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務
市町が保有する障害支援区分判定等情報を本会で取りまとめ、国保中央会を経由して、厚生労働省の障害福祉サービスデータベースにデータ連携を行います。

(4) 障害者総合支援事務担当者研修会の開催
障害者総合支援の制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援にかかる給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修会を開催します。

・ 障害介護給付費および障害児施設給付費の支給量の管理
・ 障害介護給付費および障害児施設給付費の審査支払
・ 基準該当事業者の特例介護給付費等の審査支払
・ 指定障害児入所施設等の障害児入所給付費等の審査支払

11 広報活動に関する事項

(1) 機関誌「滋賀の国保」を年4回発行
(2) 「国保新聞」の配布（毎月3回）および拡張

(3) 「国保情報」による情報提供（毎週1回）

な被保険者用パンフレット「わたしたちの健康をささえる滋賀県の国保」の発行
医療費通知を活用した広報
ホームページ・ソーシャルメディアを活用した広報・情報提供

な移行と適正な処理に努めます。
① 統計処理
② 医師意見書作成料等支払処理
③ 高額障害福祉サービス支給処理
④ 高額障害児給付費支給処理

⑤ 各種支払支援処理
⑥ 訪問調査委託料支払処理
⑦ 地域生活支援事業審査支払業務
⑧ その他市町が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理

(1) 滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者および滋賀県後期高齢者医療広域連合）の加入者にかかる健康づくりを推進します。また、県内医療保険者ならびに医療関係者間で問題意識を共有し、それに基づく取組の推進等を図ります。

(2) 滋賀県医療費適正化計画（策定または変更）にかかる協議と同計画の実施についての滋賀県への協力、滋賀県保健医療計画（策定または変更）に対して意見提出等を行います。

(3) 特定健診等が県内フリーアクセスで受診できるよう、滋賀県医師会と代表保険者による集合契約の調整を行います。

ケアの推進拠点である国保診療施設が果たす役割を支援するとともに、保険者、国保診療施設および本会が連携を密にし、協議会の充実強化を図ります。

② 第56回滋賀県国保地域医療学会の開催
③ 国保直診セミナーの開催
④ 病院事務長会議の開催
⑤ 第64回全国国保地域医療学会（岩手県開催）への参加

(1) 滋賀県市町国保運営協議会の事務局を担い、国保運営協議会会長会議および国保運営協議会会長・委員研修会を開催します。

14 市町国保運営協議会の振興に関する事項

滋賀県市町国保運営協議会連絡会の事務局を担い、国保運営協議会会長会議および国保運営協議会会長・委員研修会を開催します。

15 国保事務担当者等の研修協議に関する事項

国保事務担当者等の研修協議等、各保険者における国保事業の円滑な推進に資するため次のことを行います。

(1) 国保中央会開催の協議会等への参加
全国国保運営協議会会長等連絡協議会の開催

(2) 近畿地方における研修・協議会等への参加
① 近畿都市国民健康保険者協議会
② 近畿地区市町村保健師研修（京都府開催）
③ 近畿地方国民健康保険診療施設協議会の開催

(3) 議会（和歌山県）
研修会等の開催
 ① 国保セミナー
 ② 国保・保健事業担当課（係）長・保健師合同研修会
 ③ 介護保険事務担当者研修会
 ④ 国保事務初任者研修会、国保事務研修会

- (1) 滋賀県国保事業等從事関係者（団体）連合会表彰
 (2) 国保関係者功績表彰（国保中央会会長表彰）の被表彰者推薦
 (3) 国保関係者功績表彰（滋賀県知事）の被表彰者推薦
 (4) 国保関係者功績表彰（厚生労働大臣）の被表彰者推薦

16

顕彰に関する事項

- ⑤ レセプト点検事務担当者研修会
 ⑥ 第三者行為求償事務担当者研修会
 ⑦ 国保料（税）徴収事務担当者研修会
 ⑧ 保険料（税）適正算定マニュアル研修会
 ⑨ 特定健診・特定保健指導担当者研修会
 ⑩ KDBシステム等研修会
 ⑪ 糖尿病性腎症重症化予防研修会
 ⑫ 高齢者の保健事業セミナー
 ⑬ フレイル予防研修会（仮称）

職員の資質向上を図るため、国保中央会等が開催する研修会等に参加するとともに、本会においても研修会を実施します。

(1) 国保中央会研修

- 中堅職員研修、新任係長研修、新任課長研修、幹部研修、審査担当職員研修、求償担当職員研修、IT研修（基礎コース、担当職員コース）、医療費分析研修等

(2) 近畿地方協議会研修

- 総務関係職員研修、事業関係職員研修、職員育成研修等

(3) 市町村職員研修センター研修

- 接遇指導者養成研修、例規担当職員研修、給与事務担当職員研修、契約事務担当職員研修等

(4) 本会職員研修

- 企業内人権研修、個人情報保護研修、自動車交通安全研修、メンタルヘルス研修、接遇研修、自己啓発研修等その他、国保中央会や滋賀県後期高齢者医療広域連合等への派遣など人材育成に努めます。

18 その他に関する事項

- (1) 県等関係の各種会議への参画
 ① 滋賀県国民健康保険市町連携会議

17 本会職員研修に関する事項

および各作業部会
 ② 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議
 ③ 滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会
 ④ 滋賀県がん対策推進協議会
 ⑤ 滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議

⑥ 特定健診・特定保健指導等実践者育成研修プログラム作成検討会
 ⑦ 「健康しが」共創会議
 ⑧ 滋賀県データ活用プロジェクト
 ⑨ おおつ健康フェスティバル実行委員会

(新)

(3) 国保事業等に資する関係諸様式の共同

(4) 印刷

- (2) 被保険者教育用資料・保健事業活動参考資料・審査関係図書等の購入斡旋
 (3) 国保事業等に資する関係諸様式の共同
 (4) その他・保険者の共同目的達成に必要な事項

滋賀県国民健康保険団体連合会役員名簿

任期（令和5年8月1日～令和7年7月31日）
 令和6年4月1日現在

役名	氏名	公職名
理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	有村 国知	愛荘町長
副理事長(兼) 常務理事	桂田 俊夫	学識経験者
理 事	三日月 大造	滋賀県知事
	和田 裕行	彦根市長
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長
	平尾 道雄	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 真一	医師国保組合理事長
	柏木 進	野洲市長
監 事	西田 秀治	竜王町長

令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会会計別歳入歳出予算の概要

(単位:千円)

会計区分	歳入	歳出
一般会計	331,828	331,828
診療報酬審査支払特別会計	業務勘定	1,211,857
	国民健康保険診療報酬支払勘定	94,503,236
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	2,088,040
	福祉医療費支払勘定	3,957,239
	出産育児一時金等に関する支払勘定	482,404
	抗体検査等費用に関する支払勘定	104,911
職員退職給与金特別会計	80,251	80,251
介護保険事業関係業務特別会計	業務勘定	1,376,572
	介護給付費等支払勘定	116,095,013
	公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	597,608
障害者総合支援法特別会計	業務勘定	154,789
	障害介護給付費支払勘定	37,388,207
	障害児給付費支払勘定	8,664,057
第三者行為損害賠償金特別会計	360,002	360,002
後期高齢者医療事業特別会計	業務勘定	872,665
	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	184,915,407
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	1,059,336
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計	業務勘定	64,771
	特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定	754,095
	後期高齢者健診等費用支払勘定	351,334